

内閣参質一七六第一九二号

平成二十二年十二月十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員加藤修一君提出スプレー缶、ライターなどの一般廃棄物への混入に起因する収集・処理・処分
時等において多発する火災・爆発等事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出スプレー缶、ライターなどの一般廃棄物への混入に起因する収集・処理・処分時等において多発する火災・爆発等事故に関する質問に対する答弁書

一について

国、都道府県及び市町村は、スプレー缶やライターの適切な廃棄方法について、国民の意識の啓発に努める必要があると考えている。

二について

お尋ねの「スプレー缶やライターの処理・処分の実態調査」については、例えば、平成二十一年度「適正処理困難廃棄物の排出・処理状況実態調査」を、平成二十二年度に「使い捨てライターの処理等に関する調査」を実施しており、今後も、このような調査の実施について検討してまいりたい。

三及び四について

お尋ねの「分別ルール」については、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が地域の状況を踏まえて適切に策定すべきであり、また、その際、再資源化の観点も考慮される必要があると考えている。

五について

一般廃棄物の処理のために市町村が行う施設整備に対しては、循環型社会形成推進交付金により支援を行っており、スプレー缶やライター等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となることから、その旨周知してまいりたい。